

手数料調書

1	自転車保管手数料	1
2	鳥獣飼養登録票手数料	3
3	印鑑登録証明書交付手数料	5
4	印鑑登録証亡失再交付手数料	7
5	住民基本台帳手数料(住民票の写し)	9
6	犬の登録手数料	11
7	犬の鑑札再交付手数料	13
8	犬の注射済票交付手数料	15
9	犬の注射済票再交付手数料	17
10	一般廃棄物処理業許可証交付手数料(ごみ)	19
11	一般廃棄物処理業従業員証交付手数料(ごみ)	21
12	し尿処理手数料	23
13	浄化槽汚泥処分手数料	25
14	浄化槽清掃業許可手数料	27
15	特定家庭用機器一般廃棄物手数料	29
16	土地の埋立て等許可申請手数料	31
17	優良観光土産品登録手数料	33
18	境界確認証明書交付手数料(道路)	35
19	屋外広告物許可申請手数料	37
20	幼稚園入園手数料	41
21	地域密着型サービス事業者等指定申請手数料	43
22	地域密着型サービス事業者等指定更新申請手数料	45
23	建築確認等証明書交付手数料	47
24	建築制限等解除承認申請手数料	49

手数料調書

手数料名	自転車保管手数料
根拠条例等	水戸市自転車等の放置防止に関する条例
担当課	地域安全課

手数料の状況				
概要及び単価等	撤去した放置自転車等の保管手数料 自転車 1台 2,000円, 原動機付自転車 1台 3,000円			
改定の経緯	自転車 平成13年度 500円→1,000円(100%増) 平成17年度 1,000円→2,000円(100%増) 原動機付自転車 平成26年7月 2,000円→3,000円(50%増)			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	1,546	1,246	712	1,168
件 数	773	623	356	584
減免の状況	撤去自転車の所有者が高校生未満であるか、盗難車であり、盗難届を警察署に出していれば手数料免除		年 度	27年度
			金額(千円)	156
			件数	78

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額(円)
消耗品費	荷札等 344,487円/356件=968	968
印刷製本費	自転車放置禁止注意札等 48,232円/356件=135	135
その他の経費	放置自転車撤去作業業務委託 8,840,880円 電気料 34,950円 水道料 34,173円 電話料金 38,260円 通知はがき 35,018円 火災保険料 78円 計 8,983,359円/356件=25,234	25,234
計		26,337

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分		-
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			-

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
=	2,000	=
	26,337 + -	7.6%
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>受益者負担率は低いものの、経費のほとんどは自転車撤去作業にかかる費用であり、これ以上の経費削減は難しい状況である。また、放置自転車対策等により放置自転車が減少していることから手数料の件数が減っていることも受益者負担率の低下の原因となっている。他市の手数料の金額と比較しても、現在の手数料額が適正であると考えられる。</p>	

他市等の状況

日立市	自転車 1,000円 , 原動機付自転車 2,000円
ひたちなか市	自転車 1,050円 , 原動機付自転車 1,570円
土浦市	自転車 1,030円 , 原動機付自転車 1,540円
つくば市	自転車 1,000円 , 原動機付自転車 1,500円

手数料調書

手数料名	鳥獣飼養登録票手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	環境課

手数料の状況				
概要及び単価等	鳥獣飼養登録にかかる手数料 3,400円/件 平成19年4月から飼養目的の捕獲が禁止されているため、新規の登録はなく更新のみである。			
改定の経緯	平成12年度地方分権一括法の関係で県から市に権限委譲(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例)。平成11年度以前の県での手数料は3,400円であった。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	7	3	3	4
件 数	2	1	1	1
減免の状況	なし	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	許可証用ケント紙 11円	25
	通知書等用コピー紙 10円	
	通知書郵送用封筒 4円	
印刷 製本費		-
その他の 経費	通知書郵送用切手 82円	82
計		107

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	73円 × 45分 = 3,285円	3,285
嘱託員報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員賃金等	17円/分 時給820円		-
計			3,285

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費 + ②人件費		100%
= 3,400		= 100.2%
= 107 + 3,285		
受益者負担率等についての考察	手数料については、受益者負担率及び、以前県が一括で実施していた経緯を考慮し、県内の市町村の状況も確認する必要がある。受益者負担率及び他市町村の状況から見ても、手数料は妥当と思われる。	

他市等の状況

日立市	3,400円
ひたちなか市	3,400円
土浦市	3,400円
つくば市	3,400円

手数料調書

手数料名	印鑑登録証明書交付手数料
根拠条例等	水戸市印鑑条例
担当課	市民課

手数料の状況				
概要及び単価等	印鑑登録証明書の交付 1件 350円			
改定の経緯	平成8年度に改定, 150円 → 300円 平成17年度に改定, 300円→350円			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	36,305	33,869	32,833	34,336
件 数	103,731	96,770	93,810	98,104
減免の状況	無	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	チャージ料 1,943,849円 × 1/3 ÷ 93,810件 = 6.9 トナー代 442,800円 × 1/4 ÷ 93,810件 = 1.2 プリンター, インクローラー代 115,882円 ÷ 93,810円 = 1.2 カードケース 150,660円 × 98% ÷ 93,810件 = 1.6 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 各経費については、使用割合により全体経費を按分 1/3; 印鑑登録, 住民票, 戸籍で按分 1/4; 印鑑登録, 住民票, 戸籍, その他で按分 ※トナー代は、印鑑登録1/4, 住民票3/4で按分 </div>	11
印刷製本費	申請書 505,440円 × 1/3 ÷ 93,810件 = 1.8 改ざん防止用紙 367,200円 ÷ 93,810件 = 3.9 印鑑登録証 251,100円 × 98% ÷ 93,810件 = 2.6 印鑑登録原票 28,080円 × 98% ÷ 93,810件 = 0.3	9
その他の経費	システム運用経費 2,406,612円 ÷ 93,810件 = 25.7 複合機賃借料(35台) 917,820円 × 1/3 ÷ 93,810件 = 3.3 回線使用料 5,230,656円 × 1/3 ÷ 93,810件 = 18.6 金銭登録機賃借料 150,336円 × 1/4 ÷ 93,810件 = 0.4 ベルトコンベアー保守 232,200円 × 1/4 ÷ 93,810件 = 0.6 カード発行機賃借料 706,524円 × 98% ÷ 93,810件 = 7.4 カード発行機保守委託 410,400円 × 98% ÷ 93,810件 = 4.3	60
計		80

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付2分+審査1分 合計3分	219
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円	作成事務1分+交付1分 合計2分	42
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			261

受益者負担率(1件当たり)

<p>27年度手数料単価</p> <hr/> <p>①事務経費+②人件費</p>		<table border="1"> <tr><td>基準</td></tr> <tr><td>100%</td></tr> </table>	基準	100%
基準				
100%				
<p style="text-align: center;">= 350</p>		<table border="1"> <tr><td>102.6%</td></tr> </table>	102.6%	
102.6%				
<p style="text-align: center;">= 80 + 261</p>				
<p>受益者負担率等についての考察</p>	<p>今年度中に開始予定のコンビニ交付を見据え、電送窓口用の複合機及びカード発行機を再リースするなど、経費節減を図っている。 受益者負担率も100%を超えており、現行の手数料を維持したい。</p>			

他市等の状況

日立市	200円
ひたちなか市	300円
土浦市	300円
つくば市	200円
笠間市	300円
那珂市	300円
宇都宮市	300円
前橋市	350円

手数料調書

手数料名	印鑑登録証亡失再交付手数料
根拠条例等	水戸市印鑑条例
担当課	市民課

手数料の状況				
概要及び単価等	印鑑登録証(カード)亡失再交付 1件 350円			
改定の経緯	平成9年度 300円で制定 平成17年度に改定, 300円→350円			
年度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	799	734	706	746
件数	2,283	2,099	2,019	2,134
減免の状況	無		年度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区分	積算概要	金額(円)
消耗品費	カードケース 150,660円 × 2% ÷ 2,019件 = 1.5	2
印刷製本費	印鑑登録証 251,100円 × 2% ÷ 2,019件 = 2.5 印鑑登録原票 28,080円 × 2% ÷ 2,019件 = 0.3	3
その他の経費	カード発行機賃借料 706,524円 × 2% ÷ 2,019件 = 7.0 カード発行機保守委託 410,400円 × 2% ÷ 2,019件 = 4.1	11
計		16

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付4分+審査1分 合計5分	365
嘱託員報酬等	21円/分 月額 155千円	作成事務5分+交付1分 合計6分	126
臨時職員賃金等	17円/分 時給820円		-
計			491

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
=	$\frac{16 + 491}{350}$	= 69.0%
受益者負担率等についての考察	<p>印鑑登録証(カード)の交付について、最初の登録時は無料で交付するが、カードを亡失した場合の再交付は手数料を徴収している。 人件費のみでも負担率は100%を割り込んでいるが、証明発行手数料と同一料金ということが定着しているため現行手数料を継続したい。</p>	

他市等の状況

日立市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料200円)
ひたちなか市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料300円)
土浦市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料300円)
つくば市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料200円)
笠間市	500円
那珂市	再登録手数料 400円(登録手数料300円)
宇都宮市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料300円)
前橋市	亡失再交付手数料の取扱はない(登録証交付手数料350円)

手数料調書

手数料名	住民基本台帳手数料(住民票の写し)
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	市民課

手数料の状況				
概要及び単価等	住民票の写しの交付 1件 350円			
改定の経緯	平成8年度に改定, 150円 → 300円 平成17年度に改定, 300円 → 350円			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	55,513	50,330	50,584	52,142
件 数	158,611	143,802	144,527	148,980
減免の状況	国又は地方公共団体が職務上申請した場合		年 度	27年度
			金額(千円)	3,501
			件数	10,004

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額 (円)
消耗品 費	チャージ料 $1,943,849円 \times 1/3 \times 98\% \div 144,527件 = 4.4$ トナー代 $442,800円 \times 3/4 \times 98\% \div 144,527件 = 2.3$	7
	各経費については、使用割合により全体経費を按分 1/3; 印鑑登録, 住民票, 戸籍で按分 1/4; 印鑑登録, 住民票, 戸籍, その他で按分 1/2 住民票, 戸籍で按分 ※トナー代は, 印鑑登録1/4, 住民票3/4で按分	
印刷 製本費	申請書 $505,440円 \times 1/3 \times 98\% \div 144,527件 = 1.1$ 改ざん防止用紙 $1,652,400円 \times 1/2 \times 98\% \div 144,527件 = 5.6$ 郵送事務用受付処理簿 $91,800円 \times 1/2 \div 144,527件 = 0.3$	7
その他の 経費	システム運用経費 $7,226,988円 \times 98\% \div 144,527件 = 49.0$ 複合機賃借料(35台) $917,820円 \times 1/3 \times 98\% \div 144,527件 = 2.1$ 回線使用料 $5,230,656円 \times 1/3 \times 98\% \div 144,527件 = 11.8$ 金銭登録機賃借料 $150,336円 \times 1/4 \times 98\% \div 144,527件 = 0.3$ ベルトコンベアー保守 $232,200円 \times 1/4 \times 98\% \div 144,527件 = 0.4$	64
計		78

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付2分+審査1分 合計3分	219
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円	作成事務1分+交付1分 合計2分	42
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			261

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
=	350	=
	78 + 261	103.2%
受益者 負担率 等につい ての考察	コンビニ交付を見据え、電送窓口用複合機を再リースするなど、経費節減に努めている。 受益者負担率も100%を超えており、現行の手数料を維持したい。	

他市等の状況

日立市	200円
ひたちなか市	300円
土浦市	300円
つくば市	200円
笠間市	300円
那珂市	300円
宇都宮市	300円
前橋市	350円

手数料調書

手数料名	犬の登録手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健センター

手数料の状況				
概要及び単価等	狂犬病予防法に基づく犬の登録(鑑札の交付) 1件 3,000円			
改定の経緯	平成12年度に県から市町村に権限移譲があったときに金額を設定し、その後は改定をしていない。			
年度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	2,493	2,610	2,523	2,542
件数	831	870	841	847
減免の状況	無し		年度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積算概要	金額(円)
消耗品費	鑑札作成 @50.00円	50
印刷製本費	登録申請書 @23.00円 封筒 @4.40円	27
その他の経費	レジスター関係経費 @23.15円 委託(鑑札交付)業務関係経費 @32.23円 郵送料 @33.57円 ①催促の郵送料 13.6円 ②原簿送付 19.97円 ①+②=33.57	89
計		166

②人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付事務 12分 台帳管理 20分 問い合わせ等対応 7分 合計 39分	2,847
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			2,847

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価	基準
①事務経費+②人件費	100%
= 3,000	= 99.6%
166 + 2,847	
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は概ね100%であることから、現在の単価は適切であると考えている。

他市等の状況

日立市	2,500円
ひたちなか市	3,000円
土浦市	2,000円
つくば市	2,000円
笠間市	2,000円
那珂市	1,600円
茨城町	3,000円
大洗町	3,000円

手数料調書

手数料名	犬の鑑札再交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健センター

手数料の状況				
概要及び単価等	犬の鑑札の再交付 1件 1,600円			
改定の経緯	平成12年度に県から市町村に権限移譲があったときに金額を設定し、その後は改定をしていない。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	67	62	72	67
件 数	42	39	45	42
減免の状況	無し	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額 (円)
消耗品費	鑑札作成 @50.00円	50
印刷製本費	封筒 @4.40円	5
その他の経費		-
計		55

②人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付事務 12分 台帳管理19分 合計 21分	1,533
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			1,533

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= $\frac{1,600}{55 + 1,533}$		= 100.8%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は基準値の100%を上回っている。 他市と比較しても適正な額と見込まれることから、現行の手数料を維持したい。	

他市等の状況

日立市	1,600円
ひたちなか市	1,600円
土浦市	1,000円
つくば市	1,000円
笠間市	1,000円
那珂市	1,200円
茨城町	1,600円
大洗町	1,600円

手数料調書

手数料名	犬の注射済票交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健センター

手数料の状況				
概要及び単価等	年1回実施する狂犬病予防接種の注射済票の交付 1件 500円			
改定の経緯	平成26年2月まで交付は無料だったが、平成27年3月から手数料を徴収するようになった。			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	-	165	4,577	1,581
件数	-	330	9,153	3,161
減免の状況	無し		年度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区分	積算概要	金額(円)
消耗品費	注射済票作成 @9.00円 リング @2.70円	12
印刷製本費	封筒 @4.40円 注射済票交付申請書 @5.60円 注射済票交付手数料領収書 @2.00円	12
その他の経費	注射済票交付申請書印刷及びはがき加工処理 @14.40円 注射済票交付用ジッパー付きビニール袋 @6.00円 注射済票交付申請書郵送料 @52.00円 会場借上に伴う郵送料 @0.81円 委託(注射済票交付)業務経費 @37.16円	110
計		134

②人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付・交付事務 5分	365
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円	集合注射受付・交付事務 2分	34
計			399

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= $\frac{500}{134 + 399}$		= 93.7%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は概ね100%であることから、現在の単価は適切であると考えている。	

他市等の状況

日立市	550円
ひたちなか市	550円
土浦市	400円
つくば市	400円
笠間市	400円
那珂市	500円
茨城町	550円
大洗町	550円

手数料調書

手数料名	犬の注射済票再交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	保健センター

手数料の状況				
概要及び単価等	狂犬病予防接種の注射済票の再交付手数料 1件 300円			
改定の経緯	平成26年2月まで再交付は無料だったが、平成27年3月から手数料を徴収するようになった。			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	-	-	2	1
件数	-	-	8	3
減免の状況	無し	年度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区分	積算概要	金額(円)
消耗品費	注射済票作成 @9.00円 リング @2.70円	12
印刷製本費	封筒 @4.40円	4
その他の経費		-
計		16

②人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 受付・交付事務 4分 技能労務職 70円/分	292
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円	-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円	-
計		292

受益者負担率(1件当たり)

$\frac{\text{27年度手数料単価}}{\text{①事務経費} + \text{②人件費}} = \frac{300}{16 + 292} = 97.4\%$		基準 100%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は概ね100%であることから、現在の単価は適切であると考えている。	

他市等の状況

日立市	340円
ひたちなか市	340円
土浦市	200円
つくば市	200円
笠間市	200円
那珂市	300円
茨城町	340円
大洗町	300円

手数料調書

手数料名	一般廃棄物処理業許可証交付手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	ごみ対策課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	一般廃棄物収集運搬業務及び処分業の許可(変更, 再交付を含む) 5,000円			
改定の経緯	平成10年4月より更新を2か年に改定 3,000円 から 5,000円			
年 度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	325	30	330	228
件 数	65	6	66	46
減免の状況	無し		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	申請書等用紙, 許可証用紙等 11円	11
印刷製本費	封筒, 印刷 39円	39
その他の経費	更新通知郵送 140円 交付日等通知郵送 82円	222
計		272

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	起案2分+申請書印刷・発送8分+受付10分+審査30分+ 起案2分+許可証作成5分+通知作成・発送6分+交付2分 合計 65分×73円	4,745
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			4,745

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= 5,000		= 99.7%
= 272 + 4,745		
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率の基準は100%に対し、平成27年度の受益者負担率が99.7%であることから、適正な水準であると考えている。	

他市等の状況

日立市	3,000円
ひたちなか市	5,000円
土浦市	3,000円
つくば市	7,000円

手数料調書

手数料名	一般廃棄物処理業従業員証交付手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	ごみ対策課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	一般廃棄物処理業従業員証交付(再交付を含む) 500円			
改定の経緯	平成10年4月より更新を2か年に改定 200円 から 500円			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	173	16	180	123
件 数	345	21	360	242
減免の状況	無し		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額 (円)
消耗品費	従業員証用紙, パウチ 28円	28
印刷製本費	印刷 3円	3
その他の経費		-
計		31

②人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付1分+起案1分+従業員証作成5分 合計 7分×73円	511
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			511

受益者負担率(1件当たり)

$\frac{\text{27年度手数料単価}}{\text{①事務経費} + \text{②人件費}} = \frac{500}{31 + 511} = 92.3\%$		<table border="1"> <tr><td>基準</td></tr> <tr><td>100%</td></tr> </table>	基準	100%
基準				
100%				
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率の基準は100%に対し、平成27年度の受益者負担率が92.3%であることから、適正な水準であると考えている。			

他市等の状況

日立市	無し
ひたちなか市	無し
土浦市	無し
つくば市	無し

手数料調書(し尿処理・浄化槽汚泥処理)

手数料名	し尿処理手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	衛生管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	し尿くみ取り手数料(水戸地区) 水戸地区のし尿の収集運搬は委託制で行っている。 定額 月額350円/人 加算 500円/回・世帯(1か月2回以上収集する場合) 従量10円/ℓ			
改定の経緯	S53 定額150円/人から200円/人 加算300円(新設) 従量5円/ℓから6円/ℓ S56 定額200円/人から280円/人 加算300円から400円 従量6円/ℓから8円/ℓ H10 定額280円/人から350円/人 加算400円から500円 従量8円/ℓから10円/ℓ			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	76,062	70,170	64,506	70,246
件数	27,600	25,949	24,156	25,902
減免の状況	(1)災害救助法又は水戸市災害見舞等に関する条例が適用され現に被害を受けた者。		年度	27年度
	(2)豪雨等により床下浸水し、現に被害を受けた者。		金額(千円)	-
	(3)その他市長が認める者。		件数	-

施設運営コスト					
①運営経費(27年度決算)					
区分	積算概要			金額(千円)	
	し尿処理関係経費		クリーンセンター運営経費(20.52%分)		
需用費	消耗品費	457	消耗品費	3,800	13,203
	燃料費	50	燃料費	26	
	印刷製本費	934	印刷製本費	19	
			光熱水費	7,903	
			修繕料	14	
委託料	し尿収集運搬	99,464	清掃委託	981	129,017
	その他	111	その他	28,461	
その他の経費	通信運搬費	2,010	通信運搬費	23	2,635
	手数料	229	手数料	215	
	自動車損害保険料	42	火災保険料	39	
	償還金利子及び割引料	5	自動車損害保険料	44	
	旅費	5	使用料	3	
			負担金	1	
			公課費	18	
			旅費	1	
計	103,307		41,548	144,855	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く					
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)	
	483	306	605	465	

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	行政職 (8,300×4人)*20.52%=6,813 技能労務職 (7,900×3人)*20.52%=4,863【クリーンセンター職員分】 8,300×3.4人=28,220【本課職員分】	39,896
嘱託員報酬等	報酬 3,259 共済費 500	3,759
臨時職員賃金等	賃金 1,628*20.52%=334 共済費 256*20.52%=53	387
その他(報償費)		-
計		44,042

受益者負担率

27年度手数料収入額		基準
(運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準)		75%
= 64,506		
= 144,855 + 465 + 44,042 + - 		= 34.1%
受益者負担率等についての考察	本市のし尿処理については、合併に伴い3処理区域となっているが、行政制度の一体性の確保、市民負担(手数料)の公平性、運営の効率化等の観点から、現在、今後のし尿処理の全体のあり方について協議、検討を進めており、この中で手数料のあり方についても十分に検討を進めていくものとする。	

他市等の状況

手数料の状況(単価等)

市名\種別	定額料金	従量料金	備考
日立市		許可業者が設定	【定額】基本料金400円+250円(普通)/人【従量】150円/18ℓ (8.3円/ℓ)
ひたちなか市	280円/人	140円/18ℓ (7.8円/ℓ)	
土浦市		許可業者が設定	【定額】265円/世帯+340円/人【従量】175円/18ℓ (9.7円/ℓ)
つくば市		許可業者が設定	各業者により設定
茨城地方広域環境事務組合(内原地区)		許可業者が設定	157円/18ℓ (8.7円/ℓ)
大洗、鉾田、水戸環境組合(常陸地区)		許可業者が設定	108円/18ℓ (6.0円/ℓ)

手数料調書(し尿処理・浄化槽汚泥処理)

手数料名	浄化槽汚泥処分手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	衛生管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	浄化槽汚泥処分手数料(水戸地区) 水戸地区の浄化槽汚泥の収集運搬は許可制で行っている。 25円/10kg			
改定の経緯	平成17年7月から 単価20円/10kg→単価25円/10kg			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	71,823	71,472	67,226	70,174
件数	28,729	28,588	26,890	28,069
減免の状況	無	年度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区分	積算概要 ※クリーンセンター運営経費(79.48%分)		金額(千円)	
需用費	消耗品費	14,712	45,535	
	燃料費	98		
	印刷製本費	72		
	光熱水費	30,601		
	修繕料	52		
委託料	清掃委託	3,799	114,010	
	その他	110,211		
その他の経費	通信運搬費	88	1,322	
	手数料	830		
	火災保険料	149		
	自動車損害保険料	169		
	使用料	12		
	負担金	2		
	公課費	68		
旅費	4			
計			160,867	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	1,869	1,185	2,339	1,798

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	行政職 技能労務職 (8,300×4人)*79.48%=26,387 (7,900×3人)*79.48%=18,837【クリーンセンター職員分】 8,300×1.7人=14,110【本課職員分】	59,334
嘱託員 報酬等	報酬 1,491 共済費 229	1,720
臨時職員 賃金等	賃金 1,628*79.48%=1,294 共済費 256*79.48%=203	1,497
その他 (報償費)		-
計		62,551

受益者負担率	
27年度手数料収入額	基準
$\frac{\text{運営経費} + \text{②施設修繕料} + \text{③人件費} + \text{④公債費} - \text{⑤繰出基準}}{67,226}$	75%
$= \frac{160,867 + 1,798 + 62,551 + \square - \square}{67,226} = 29.8\%$	
受益者負担率等についての考察	<p>下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法の趣旨を踏まえ、手数料を無料としている自治体も見受けられる。</p> <p>本市のし尿処理については、合併に伴い3処理区域となっているが、行政制度の一体性の確保、市民負担(手数料)の公平性、運営の効率化等の観点から、現在、今後のし尿処理の全体のあり方について協議、検討を進めており、この中で浄化槽汚泥処分手数料のあり方についても十分に検討を進めていくものとする。</p>

他市等の状況		備考
日立市	無料	
ひたちなか市	10円/10kg	
土浦市	18円/10kg	
つくば市	3円/10kg	
茨城地方広域環境事務組合(内原地区)	1.3~2.6円/10kg	
大洗、銚田、水戸環境組合(常澄地区)	1.9~2.4円/10kg	

手数料調書

手数料名	浄化槽清掃業許可手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	衛生管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	浄化槽清掃許可証の交付(2年更新)			
改定の経緯	H10年度 単価3,000円/件 → 5,000円/件 (H10年度4月より許可年数が2年となり, 手数料は2か年ごとの納入に改定)			
年度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	25	5	25	18
件数	5	1	5	4
減免の状況	無		年度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	消耗品費(紙代)100円÷5件=20円	20
印刷製本費		-
その他の経費	通信運搬費 820円 820円÷5件=164円	164
計		184

②人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	73円/分 × 60分 = 4,380円 (申請連絡10分, 審査決裁40分, 許可発行10分)	4,380
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			4,380

受益者負担率(1件当たり)

<p>27年度手数料単価</p> <p>①事務経費+②人件費</p>		<table border="1"> <tr><td>基準</td></tr> <tr><td>100%</td></tr> </table>	基準	100%
基準				
100%				
<p>5,000</p>		<table border="1"> <tr><td>109.6%</td></tr> </table>	109.6%	
109.6%				
<p>184 + 4,380</p>				
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>受益者負担率の基準を上回っており, 現行どおりとするものとしたい。</p>			

他市等の状況

日立市	3,000円/件
ひたちなか市	5,000円/件
土浦市	3,000円/件
つくば市	7,000円/件

手数料調書

手数料名	特定家庭用機器一般廃棄物手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	清掃事務所

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	廃家電品(リサイクル券添付)の特定家庭用機器指定引取所までの運搬手数料 2,000円			
改定の経緯	平成13年4月1日施行から改定していない			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	74	46	34	51
件 数	37	23	17	26
減免の状況	無し		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額 (円)
消耗品費	指定引取所までの距離 : 往復36km トラック燃費 : 6キロ/ℓ 使用燃料 : 軽油 87円/ℓ × 6ℓ ÷ 17 件 = 31円	31
印刷製本費	伝票印刷代金 1件当たり5円	5
その他の経費		-
計		36

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	事務職員1名 技能労務職2名 所要時間180分/17件 事務職員 73円×11分×1名 = 803円 技能労務職 70円×11分×2名 = 1,540円 合計 2,343円	2,343
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			2,343

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
=	$\frac{2,000}{36 + 2,343}$	= 84.1%
受益者負担率等についての考察	<p>コストとしては、清掃工場に持ち込まれた対象廃家電品(リサイクル券添付)をメーカー指定引取所(ひたちなか市)まで運搬するための経費である。</p> <p>持ち込まれた廃家電品は、効率等を考慮し20台程度たまってから2トラックで運搬している。コストのほとんどが人件費であるが、重量物を扱うため、安全等を考慮して3人に対応している。</p> <p>他市では実施していないサービスであり、大手家電量販店では、本市よりも安価で引き受けている状況を考慮すると、現行の手数料を引き上げる必要はないと考える。</p>	

他市等の状況

日立市	実施していない
ひたちなか市	実施していない
土浦市	実施していない
つくば市	実施していない
ケーズデンキ	運搬手数料として 540円/台
ヤマダ電機	運搬手数料として 540円/台

手数料調書

手数料名	土地の埋立て等許可申請手数料
根拠条例等	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
担当課	ごみ対策課

手数料の状況				
概要及び単価等	土砂等による土地の埋立て等について、申請の受付、審査及び許可を行う(変更申請の手続きを含む)。			
	種別	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積	手数料の金額	
	許可申請 手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 13,000円	
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	1件につき 28,000円	
		3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき 40,000円	
	変更許可 申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 6,000円	
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	1件につき 15,000円	
3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件につき 27,000円		
改定の経緯	平成15年度の条例制定から改定していない			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	67,000	40,000	55,000	54,000
件 数	2	1	2	2
減免の状況	なし		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品 費	コピー用紙 1300円(1枚) × 1/3 = 433円	433
印刷 製本費	申請書 100円	100
その他の 経費	通信運搬費 通知用切手 120円 × 2回 = 240円	240
計		773

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付50分+審査160分+現地調査70分+関係課との調整90分+起案・決裁10分+許可書作成10分 合計390分×73円=28,470円	28,470
嘱託員 報酬等			
臨時職員 賃金等			-
計			28,470

受益者負担率	
27年度手数料単価	基準
①事務経費+②人件費	100%
= $\frac{28,000}{773 + 28,470}$	= 95.7%
受益者負担率等について	手数料単価は、実績の最も多い1,000㎡以上3,000㎡未満のものを標準的な額として採用した。 受益者負担率は100%を若干下回っているが、他市との比較でも適正な額と見込まれることから、現行の手数料を維持したい。

他市等の状況			
	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積	許可申請	変更許可申請
日立市	1,000平方メートル未満	13,000円	6,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	28,000円	15,000円
	3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	40,000円	27,000円
ひたちなか市	1,000平方メートル未満	13,000円	6,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	28,000円	15,000円
	3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	40,000円	27,000円
土浦市	1,000平方メートル未満	10,000円	1,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	22,000円	2,200円
	3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	45,000円	4,500円
	面積の変更による加算額(面積増加による区分変更を伴わないもの)	-	10,000円
つくば市	1,000平方メートル未満	10,000円	5,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	22,000円	12,000円
	3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	45,000円	25,000円

手数料調書

手数料名	優良観光土産品登録手数料
根拠条例等	手数料条例
担当課	観光課

手数料の状況				
概要及び単価等	優良観光土産品の登録(2年更新) 1件 3,000円 優良観光土産品の登録変更 1件 500円			
改定の経緯	昭和62年度の制定から改定していない			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	113	51	126	97
件 数	40	17	42	33
減免の状況	無し		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
※登録期間が2年間なので、H26・H27の平均件数(30件)を基に算定している		
区 分	積 算 概 要	金 額(円)
消耗品費	試買検査品購入費 $6,716 \div 30件 = 224$ 賞状用紙代 $6,804 \div 30件 = 227$	451
印刷製本費		-
その他の経費	切手代(会議開催通知) $140 \times 12人 \div 30件 = 56$ 切手代(登録受付募集通知) $140 \times 13業者 \div 30件 = 61$ 切手代(登録決定通知書送付) $120 \times 16業者 \div 30件 = 64$	181
計		632

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	審査会:事務職員4人×90分(6,570円)=26,280円 26,280÷30=876	876
嘱託員報酬等	21円/分 月額 155千円	審査会委員報酬:7,000×9名=63,000円 63,000÷30=2,100円	2,100
臨時職員賃金等	17円/分 時給820円	審査会:臨時職員1人×17円×90分=1,530円 試売:臨時職員1人×17円×180分=3,060円 (1,530+3,060)÷30=153	153
計			3,129

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= 3,000		= 79.8%
632 + 3,129		
受益者負担率等についての考察	受益者負担率の向上のため、料金改定も考えられるが、値上げを行うと制度利用者自体が減少する恐れがあるため、現在の単価を維持し、制度の周知を強化し登録件数を増やすことにより、一件あたりのコスト削減を図ってまいりたい。	

他市等の状況

日立市	認定 ベストセレクションひたち(実施主体:日立市地域ブランド推進協議会(事務局:日立商工会議所)), 3年更新, 登録手数料1件10,000円(協議会収入)
ひたちなか市	ひたちなか推奨土産品(実施主体:ひたちなか市観光協会) 3年更新, 登録・更新手数料5,000円(観光協会収入)
土浦市	無
つくば市	つくば市認証物産品「つくばコレクション」(実施主体:つくば市観光物産課) 3年更新, 登録手数料:無料

手数料調書

手数料名	境界確認証明書交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	道路管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	市道等の境界確認証明書の交付手数料 1件につき 2,600円			
改定の経緯	昭和46年度 500→1,000円 100%増 平成17年度 1,000→2,000円 100%増 平成21年度 2,000→2,600円 30%増			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	1,186	1,165	1,316	1,222
件 数	456	448	506	470
減免の状況	国又は県が職務上必要とする申請は免除		年 度	27年度
			金額(千円)	60
			件数	23

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	紙代 4枚/件 × (1,300円/箱 ÷ (500枚 × 5冊)) = 2.08円 コピー代 4枚/件 × 1.64円 = 6.56円	8
印刷製本費		-
その他の経費	ライトバン燃料費 109円/L × 0.33h × 2.6L/h × 1.08	101
計		109

②人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	申請書の受付(5分), 現地調査(20分・行政職2人) 証明書の作成(5分)	3,650
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			3,650

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= $\frac{2,600}{109 + 3,650}$		= 69.2%
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>受益者負担率は69.2%であるが他市が無料であることも考慮し、現在の料金を維持したい。 コスト面において、現地調査は証明書内容の正確性を確保するため行うものであり、調査の人員についても、境界標間の距離測量等を行う作業のため最低2人が必要であることから、削減は困難である。</p>	

他市等の状況

日立市	無料
ひたちなか市	無料
土浦市	無料
つくば市	無料

手数料調書

手数料名	屋外広告物許可申請手数料 ※建築物等利用広告物(照明あり)及び野立広告物(照明あり)
根拠条例等	水戸市屋外広告物条例
担当課	都市計画課

手数料の状況				
概要及び単価等	屋外広告物の許可申請手数料のうち 建築物等利用広告物(照明あり)及び野立広告物(照明あり) 単価:1,100円(3㎡までごとに) (参考)平均的な面積:10㎡→4,400円			
改定の経緯	従前、茨城県屋外広告物条例に基づき手数料を徴収していたが、平成22年7月に水戸市屋外広告物条例を制定し、一部単価見直しを行った。(例)建築物等利用広告物(照明あり)及び野立広告物(照明あり):800円→1,100円/3㎡			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	4,088	3,011	3,681	3,593
件数(3㎡換算)	3,716	2,737	3,346	3,266
減免の状況	これまで免除した実績はない。		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額(円)
消耗品費	消耗品費(トナー, 紙代) 2円×7枚=14円 封筒11円	25
印刷製本費	許可証シール15円	15
その他の経費	屋外広告物管理システム108,000円÷9,058件(総件数)×4件分=48円 通信運搬費(許可通知)(定型外郵便)120円	168
計		208

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	行政職55分(受付5分, 現地調査30分, 審査・データ入力・許可証交付20分)	4,015
嘱託員報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員賃金等	17円/分 時給820円		-
計			4,015

受益者負担率(1件当たり)

<p>27年度手数料単価</p> <hr/> <p>①事務経費+②人件費</p>		<table border="1"> <tr><td>基準</td></tr> <tr><td>100%</td></tr> </table>	基準	100%
基準				
100%				
<p style="text-align: center;">4,400</p> <hr/> <p style="text-align: center;">208 + 4,015</p>		<table border="1"> <tr><td>104.2%</td></tr> </table>	104.2%	
104.2%				
<p>受益者負担率等についての考察</p>	<p>手数料収入全体のうち大きな割合を占める建築物等利用広告物(照明あり)及び野立広告物(照明あり)について考察を行うものである。 平成22年7月に市条例施行に伴い見直しを行った当該広告物の手数料単価は、茨城県及び独自条例を持つつくば市よりも高水準である。改訂後の単価に基づく受益者負担率の基準はほぼ100%であることから、現状を維持することが適当と考える。</p>			

他市等の状況

日立市	茨城県屋外広告物条例による(別紙参照)
ひたちなか市	//
土浦市	//
つくば市	つくば市屋外広告物条例による(別紙参照)

(別紙) 他市等の状況

金額:円(許可期間)

種 類	単 位	自治体名		
		水戸市	茨城県※1	つくば市
は り 紙	1件につき50枚までごとに	300(1月)		300(3月)
は り 札 等	1件につき10枚までごとに	500(1月)	500(1年)	300(1年)
広 告 旗	1枚につき	350(1年)	350(1月)	300(3月)
立掛立看板等	照明あり	1基につき	350(1年)	300(3月)
	照明なし	1基につき	300(1年)	
独立立看板等	照明あり	1基につき	750(1年)	700(3月)
	照明なし	1基につき	700(1年)	
アドバルーン	1個につき	1,700(1月)		1,700(3月)
横 断 幕	1枚につき	650(1月)		800(3月)
ア ー チ	照明あり	3㎡までごとに	1,000(3年)	900(3年)
	照明なし	3㎡までごとに		
野立広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100(3年)	800(3年)
	照明なし	3㎡までごとに	1,000(3年)	
建築物等利用広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100(3年)	800(3年)
	照明なし	3㎡までごとに	1,000(3年)	
つり下げ看板	1枚につき	450(1年)		300(1年)
広 告 幕	水戸:3㎡までごとに/茨城県・つくば:1枚につき	650(1年)	650(3月)	800(1年)
車体利用広告	水戸:1台につき/茨城県・つくば:3㎡までごとに	8,000(3年)	650(3年)	800(3月)
電柱, 街灯柱	1件につき	300(1年)		
消火栓標識	1件につき	300(1年)		
バス停標識	照明あり	1件につき	350(1年)	300(1年)
	照明なし	1件につき		
電 光 装 置	水戸:3㎡までごとに/茨城県:1基につき	2,000(※2)	6,000(3年)	-

※1=日立市, ひたちなか市, 土浦市は, 茨城県条例による。

※2=表示する屋外広告物の許可期間

屋外広告物許可申請手数料 平成27年度決算内訳

参考資料1

種 類		単 位	単 価	件数× 面積等 ベース	手 数 料
は り 紙		1件につき50枚までごとに	300	1	300
は り 札 等		1件につき10枚までごとに	500	0	0
広 告 旗		1枚につき	350	36	12,600
立掛立看板等	照明あり	1基につき	350	0	0
	照明なし	1基につき	300	0	0
独立立看板等	照明あり	1基につき	750	69	51,750
	照明なし	1基につき	700	40	28,000
アドバルーン		1個につき	1,700	48	81,600
横 断 幕		1枚につき	650	0	0
ア ー チ	照明あり	3㎡までごとに	1,000	0	0
	照明なし	3㎡までごとに	900	0	0
野立広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	1,382	1,520,200
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	811	811,000
建築物等 利用広告物	照明あり	3㎡までごとに	1,100	1,964	2,160,400
	照明なし	3㎡までごとに	1,000	668	668,000
つり下げ看板		1枚につき	450	0	0
広 告 幕		3㎡までごとに	650	522	339,300
車体利用広告		1台につ	8,000	11	88,000
電柱, 街灯柱		1件につき	300	3,497	1,049,100
消火栓標識		1件につき	300	0	0
バス停標識	照明あり	1件につき	350	0	0
	照明なし	1件につき	300	0	0
電 光 装 置		3㎡までごとに	2,000	9	18,000
合 計				9,058	6,828,250

手数料調書

手数料名	幼稚園入園手数料
根拠条例等	水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
担当課	幼児教育課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	幼稚園の入園手数料 2,000円			
改定の経緯	昭和48年 1,300円から1,700円に改定 昭和52年 1,700円から2,000円に改定			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	936	926	832	898
件 数(延べ)	468	463	416	449
減免の状況	無し		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)/件
消耗品 費	園児ポスター 100枚	15,660円/ 416人=38
		38
印刷 製本費	納入通知書兼領収書 一式	78,840円/ 416人=190
		190
その他の 経費	就園時健康診断看護師等帯同謝金	94,500円/ 416人=227
	就園時健康診断園医等報償金	383,200円/ 416人=921
		1,148
計		1,376

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	73円×4,800分(延べ80時間)/416	842
嘱託員報酬等	21円/分 月額 155千円		0
臨時職員賃金等	17円/分 時給820円		0
計			842

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
=	$\frac{2,000}{1,376 + 842}$	= 90.2%
受益者負担率等についての考察	受益者負担率は適正な値であり、改定を行う状況ではないと考える。	

他市等の状況

日立市	徴収していない
ひたちなか市	2,000円
土浦市	徴収していない
つくば市	徴収していない
常陸大宮市	徴収していない
石岡市	徴収していない

手数料調書

手数料名	地域密着型サービス事業者等指定申請手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	介護保険課

手数料の状況				
概要及び単価等	介護保険の地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービス事業者の指定に係る手数料 1件 30,000円			
改定の経緯	平成18年4月1日 指定事務が県事務から市町村事務となる。 平成26年度から手数料を設定する。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	-	60	30	30
件 数	-	2	1	1
減免の状況	無し	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額 (円)
消耗品費	ガソリン(現地調査)	100
印刷製本費	用紙(審査チェックリスト)	50
その他の経費		-
計		150

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付20分+審査150分+決裁・会議60分+告示10分+ 通知・台帳登録50分+現地調査60分×2人	29,930
嘱託員報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員賃金等	17円/分 時給820円		-
計			29,930

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= $\frac{30,000}{150 + 29,930}$		= 99.7%
受益者負担率等についての考察	<p>地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービス事業者の指定事務は、設備(建築物も含む)、人員、運営の多岐にわたり確認事項が多く、また、現地調査も必要であることから事務に相当な時間を要しているのが現状である。 また、平成25年4月1日より、国の指定基準に替えて市条例により独自の指定基準を定めたことにより、審査対象事項が拡大している。 介護サービス事業は、収益事業であることから、事業者に一定の受益者負担を求めるべきと考えている。</p>	

他市等の状況

日立市	なし
ひたちなか市	なし
土浦市	なし
つくば市	なし
前橋市	20,000円(同種のサービスの同時申請 無料)
久留米市	30,000円(同種のサービスの同時申請 無料)
高松市	20,000円(同種のサービスの同時申請 無料)
横浜市	1サービスに付30,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護:45,000円, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護:20,000円)

手数料調書

手数料名	地域密着型サービス事業者等指定更新申請手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	介護保険課

手 数 料 の 状 況				
概要及び単価等	介護保険の地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービス事業者の指定更新に係る手数料(6年で更新) 1件 15,000円			
改定の経緯	平成18年4月1日 指定事務が県事務から市町村事務となる。 平成26年度から手数料を設定する。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	-	60	285	115
件 数	-	4	19	8
減免の状況	無し	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

事 務 処 理 コ ス ト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額 (円)
消耗品費	ガソリン(現地調査)	100
印刷製本費	用紙(審査チェックリスト)	50
その他の経費		-
計		150

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	受付10分+審査60分+決裁・会議30分+告示10分+ 通知・台帳登録20分+現地調査40分×2人	15,330
嘱託員報酬等	21円/分 月額 155千円		-
臨時職員賃金等	17円/分 時給820円		-
計			15,330

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= $\frac{15,000}{150 + 15,330}$		= 96.9%
受益者負担率等についての考察	<p>地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービス事業者の指定更新事務は、確認事項が多く、また、現地調査も必要であることから事務に相当な時間を要しているのが現状である。</p> <p>また、平成25年4月1日より、国の指定基準に替えて市条例により独自の指定基準を定めたことにより、審査対象事項が拡大している。</p> <p>介護サービス事業は、収益事業であることから、事業者に一定の受益者負担を求めるべきと考えている。</p>	

他市等の状況

日立市	なし
ひたちなか市	なし
土浦市	なし
つくば市	なし
前橋市	20,000円(同種のサービスの同時申請 無料)
久留米市	20,000円(同種のサービスの同時申請 無料)
高松市	10,000円(同種のサービスの同時申請 無料)
横浜市	1サービスに付10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護:25,000円)

手数料調書

手数料名	建築確認等証明書交付手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	建築指導課

手数料の状況				
概要及び単価等	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書の交付 1件につき 350円			
改定の経緯	現行は、各種証明書交付手数料として350円を徴収している。 証明書交付に多くの事務負担を要していることから、受益者負担の適正化を図るため、手数料の額を5,000円に見直したい。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	24	17	21	21
件 数	69	49	60	59
減免の状況	無し		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金額(円)
消耗品費	トナー・用紙代 2円×5枚=10円	10
印刷製本費		-
その他の経費	燃料費 122円×1.08=131円	131
計		141

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	現地調査40分+審査25分	4,745
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円	受付5分+交付5分	210
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			4,955

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
= 350		= 6.9%
= 141 + 4,955		
受益者 負担率 等につ いての 考察	<p>都市計画法施行規則第60条の規定に基づく証明書は、建築確認申請に添付する都市計画法に適合していることを証する書面である。</p> <p>その交付に当たっては、これまで各種証明書交付手数料(350円)を徴収してきたが、現地調査をはじめ、都市計画法に基づく他の許可申請手続きと同等の事務負担を要するため、受益者負担の適正化の観点から、手数料の見直しが必要と考える。</p> <p>(参考)手数料を5,000円に見直した場合の受益者負担率 98.1%</p>	

他市等の状況

日立市	500円
ひたちなか市	300円
土浦市	300円
つくば市	400円
古河市	5,000円
守谷市	5,000円
結城市	5,000円
龍ヶ崎市	5,000円
東海村	5,000円

手数料調書

手数料名	(新規)建築制限等解除承認申請手数料
根拠条例等	水戸市手数料条例
担当課	建築指導課

手数料の状況				
概要及び単価等	都市計画法第37条第1号の規定に基づく建築制限等解除の承認申請に係る手数料 1件につき 2,000円			
改定の経緯	手数料の新設			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	-	-	-	-
件 数	323	282	267	291
減免の状況			年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

事務処理コスト		
①事務経費(27年度決算)		
区 分	積 算 概 要	金 額 (円)
消耗品費	トナー・用紙代 2円×5枚=10円	10
印刷製本費		-
その他の経費		
計		10

②人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要		金額(円)
職員 人件費	行政職 73円/分 技能労務職 70円/分	審査25分	1,825
嘱託員 報酬等	21円/分 月額 155千円	受付5分+交付5分	210
臨時職員 賃金等	17円/分 時給820円		-
計			2,035

受益者負担率(1件当たり)

27年度手数料単価		基準
①事務経費+②人件費		100%
=	$\frac{2,000}{10 + 2,035}$	= 97.8%
受益者負担率等についての考察	建築制限等解除承認申請は、開発行為の工事完了公告前の建築物の建築等の禁止を解除するための手続きである。これまでは申請手数料を徴収していないが、受益者負担の適正化の観点から、手数料の新設が必要と考える。	

他市等の状況

日立市	なし
ひたちなか市	なし
土浦市	なし
つくば市	なし
豊中市	2,000円
枚方市	2,000円
吹田市	2,000円
茨木市	2,000円
八尾市	2,000円
寝屋川市	2,000円
桑名市	2,000円

